

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

インドネシアの輸出入・通関制度について

2020年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ジャカルタ事務所

はじめに

ジェトロは 2019 年に「インドネシアの通関問題に関する報告書」を発行したが、その後も輸出入や通関関連制度は都度改正されている。インドネシアの法令は外国語訳が少なく、公布後極めて短期間のうちに施行されることが多いため、改正内容の把握が容易ではなく、新制度への対応に苦慮する企業が後を絶たない状況にある。

今般、インドネシアの輸出入・通関制度のうち、ジェトロへの貿易・投資相談を通じて問題点が指摘されているものについて、最新の制度概要を取りまとめたので、業務の参考としてご活用いただければ幸甚である。

免責条項：

- 本報告書に記載している情報は、2020 年 3 月時点に基づくもので、将来の法律改正等によって変わる可能性があります。
- ジェトロは可能な限り正確な情報提供に努めておりますが、本報告書に関連する情報に起因して利用者がいかなる損失を被っても、ジェトロは一切の責任を負いかねます。

禁無断転載

目次

1. 保税地域 (KB)	1
2. 繊維および繊維製品の輸入規制	6
3. 鉄鋼および鉄鋼製品の輸入規制	13
4. 関連法令の検索ページ	
(1) 財務省関税総局	16
(2) 商業省	17
(3) 工業省	17
(4) 法務人権省	18

1. 保税地域 (KB)

(問題点)

保税地域 (工場) で加工した製品をインドネシアから輸出及び国内販売している。現行制度では前年度輸出額の 50% を上限として国内販売が可能であるが、その上限を超えて国内販売ができないのか。

保税地域 (Kawasan Berikat) の認可を受けた者は、原材料や資本財などを、関税を留保した状態で輸入し、保税地域内で生産した製品を輸出することが可能になる。保税地域内で生産した製品は国内販売も可能であるが、本制度は輸出促進を目的とするため、[「保税地域に関する財務大臣規程 2018 年第 131 号」\(No.131/PMK.04/2018\)](#) 第 31 条第 1 項において、以下のとおり国内販売の上限が定められている。

輸出額、他の保税地域への販売額、自由貿易地域への販売額、経済特区への販売額を含めた前年度実績額合計の 50%

他方、同財務大臣規程第 31 条第 2 項において、**税関の許可を受ければ上記の上限を超えて国内販売を行うことが可能**な旨が規定されている。[「保税地区のガバナンスに関する関税総局長規程 2018 年第 19 号」\(PER-19/BC/2018\)](#) に添って、税関の許可を受けるための手続を以下紹介する。

- 前年度実績額の 50% 上限を超える国内販売の許可を得たい保税地域事業者 (PDKB) は、管轄の税関事務所に許可申請書を提出 (第 43 条第 1 項)
- 上記の許可申請書には、直近 2 年度分の実績額として以下を記載 (第 43 条第 2 項 a 号)
 - ✓ 輸出額
 - ✓ 他の保税地域への販売額
 - ✓ 自由貿易地域への販売額
 - ✓ 経済特区への販売額
 - ✓ 関税領域¹ (インドネシア国内) への販売額
- 国内販売の上限としてふさわしい割合が記載された工業省の推薦状を取得し、上記の許可申請書に添付 (第 43 条第 2 項 b 号)

¹ 「関税領域」とは、インドネシア共和国の領域で、陸地、水域、これらの上空域、排他的経済地域の特定の場所及びこの法律のすべてが適用になる大陸棚から構成されるものをいう。
([「インドネシア関税法 2006 年法律第 17 号」\(UU No.17/2006\)](#) 第 1 条第 1 項第 2 号)

(参考1) 税関へ提出する申請書の様式
(関税総局長規程 2018 年第 19 号 : 添付資料M)

レターヘッド

生産実績額データ

企業名 :

保税地域所在地 :

保税地域認可 :

1. 直近 2 年間の販売実績額

No.	内容	年度 1 (ルピア)	年度 2 (ルピア)
1	輸出		
2	その他の保税地域		
3	自由貿易地域		
4	経済特区		
5	関税領域		

2. 直近 2 年間の販売枠

年度	関税領域内への販売 上限 (ルピア)	関税領域内への販売 実績額 (ルピア)	販売実績額の販売 上限に対する割合
1			
2			

場所、日付

提出したデータの正確性には責任を負います。

税関事務所長殿

説明責任者

氏名

氏名、肩書

(参考2) 国内販売の上限算出事例
 (関税総局長規程 2018 年第 19 号 : 添付資料 L)

【事例 1】

ABC 社は 2017 年 8 月に保税地域の認可を取得

● 初年度 (2017 年) :

ABC 社の販売実績 (2017 年 8-12 月)	
輸出額実績 (RE)	USD 500
その他の保税地域への販売額 (RAKB)	USD 300
自由貿易地域への販売額 (RKB)	USD 100
経済特区への販売額 (RKE)	USD 100
関税領域への販売額	USD 300

国内販売額上限の計算式

$$50\% \times (RE + RAKB + RKB + RKE) = 50\% \times (500 + 300 + 100 + 100) = \underline{USD 500}$$

国内販売額 (USD300) は上限の範囲内であるため、次の年度も国内販売額上限の算出率 (50%) がそのまま適用される。

● 2 年度目 (2018 年) :

ABC 社の販売実績 (2018 年)	
輸出額実績 (RE)	USD 1,000
その他の保税地域への販売額 (RAKB)	USD 200
自由貿易地域への販売額 (RKB)	USD 100
経済特区への販売額 (RKE)	USD 100
関税領域への販売額	USD 1,000

国内販売額上限の計算式

$$50\% \times \{(前年度の RE + RAKB + RKB + RKE) + (当年度の RE + RAKB + RKB + RKE)\}$$

$$= 50\% \times \{(500 + 300 + 100 + 100) + (1,000 + 200 + 100 + 1,000)\} = \underline{USD 1,200}$$

国内販売額 (USD1,000) は上限の範囲内であるため、次の年度も国内販売額上限の算出率 (50%) がそのまま適用される。

● 3 年度目 (2019 年) :

ABC 社の販売実績は 2018 年度と全く同じ

国内販売額上限の計算式

$$50\% \times (前年度の RE + RAKB + RKB + RKE)$$

$$= 50\% \times (1,000 + 200 + 100 + 100) = \underline{USD 700}$$

【事例 2】

XYZ 社は 2017 年 8 月に保税地域の認可を取得

●初年度（2017 年）：

XYZ 社の販売実績（2017 年 8-12 月）	
輸出額実績（RE）	USD 500
その他の保税地域への販売額（RAKB）	USD 300
自由貿易地域への販売額（RKB）	USD 100
経済特区への販売額（RKE）	USD 100
関税領域への販売額	USD 600

国内販売額上限の計算式

$$50\% \times (RE + RAKB + RKB + RKE) = 50\% \times (500 + 300 + 100 + 100) = \underline{\text{USD 500}}$$

国内販売額（USD600）が上限を超えたため、次の年度における国内販売額上限の算出率は、 $50\% \times (500/600) = 41.67\%$ を適用する。

●2 年度目（2018 年）：

XYZ 社の販売実績（2018 年）	
輸出額実績（RE）	USD 1,000
その他の保税地域への販売額（RAKB）	USD 200
自由貿易地域への販売額（RKB）	USD 100
経済特区への販売額（RKE）	USD 100
関税領域への販売額	USD 1,500

国内販売額上限の計算式

$$50\% \times \{(前年度の RE + RAKB + RKB + RKE) + (当年度の RE + RAKB + RKB + RKE)\}$$

$$= 41.67\% \times \{(500 + 300 + 100 + 100) + (1,000 + 200 + 100 + 1,000)\} = \underline{\text{USD 1,000.08}}$$

国内販売額（USD1,500）が、その上限を USD 499.92 超過。

●3 年度目（2019 年）：

XYZ 社は、2 年度続けて国内販売額上限を超過したため、2019 年 1 月～3 月まで通関便宜を利用した貨物の搬入ができなくなる。

ただし、その凍結期間中に XYZ 社が、輸出、保税地域への販売、自由貿易地域への販売、経済特区への販売の実績を合計額で上限超過額の 2 倍まで実現した場合は、期間満了を待たずに凍結はただちに解除される。

(参考3) 工業省推薦状の発出手続き

[工業省公式ウェブサイト](#)において、以下のとおり案内が出ている。

【保税地域での生産にかかる推薦状の発出について】

- 必要書類は以下のとおり。
 1. 貨物の写真（HSコード毎）および技術仕様書
 2. 過去（1年前および2年前）に取得した工業省の推薦状（あれば）
 3. 企業情報（Company Profile）
 4. 輸出販売の減少を裏付けデータをもって説明した書類、または生産実績が輸入代替に伴う結果であることを説明した書類
 5. 50%超の国内販売上限を要求する理由を記載した担当総局長宛申請書（責任者が署名したもの）
 6. 過去（1年前および2年前）に保税地域からの搬出を許可した割合を記載した関税総局長の書簡
 7. 事業許可証
 8. 納税義務者番号（NPWP）
 9. 関税総局が公認した前年度の業務実施報告書
 10. 保税地域事業者の指定書

- 工業省は、すべての必要書類を受理し、記載内容も正しいことを確認してから5営業日以内に手続きを完了する。

- 申請にかかる手数料は無料。

- 工業省連絡先
所在地：Jl. Gatot Subroto Kav.52-53, Jakarta Selatan 12950
電話：+62-21-5255-509 ext 2737
メール：humas@kemenperin.go.id

2. 繊維および繊維製品の輸入規制

(問題点)

インドネシアで繊維製品にセーフガードが発動されたが、どんなものがセーフガードの対象となっているのか。

2019年11月9日から2020年5月26日までの間、繊維および繊維製品の輸入に対する暫定セーフガード（緊急輸入制限）措置が発動されている。下記の輸入品は、日インドネシア経済連携協定（EPA）や日ASEAN包括的経済連携協定などにより**特惠無税だが、セーフガード措置期間中は有税扱い**となる。

輸入品	HSコード	輸入関税	適用除外
合成および人工繊維からの糸製品 (縫糸を除く)	5509.22.00	Rp 1,405/kg	財務大臣規程に記載の121カ国・地域 (インドネシアとベトナムを除くASEAN加盟国など)
	5509.32.00		
	5509.51.00		
	5509.53.00		
	5510.12.00		
	5510.90.00		

(出所) [財務大臣規程 2019年第161号 \(No.161/PMK.010/2019\)](#) よりジェトロ作成

輸入品	HSコード	輸入関税	適用除外
布製品	5208.12.00	Rp 1,318/m	財務大臣規程に記載の122カ国・地域 (インドネシアを除くASEAN加盟国など)
	5208.32.00	Rp 4,081/m	
	5208.49.00	Rp 4,081/m	
	5208.51.90	Rp 2,856/m	
	5208.52.90	Rp 4,081/m	
	5209.12.00	Rp 3,076/m	
	5209.22.00	Rp 3,076/m	
	5209.29.00	Rp 3,076/m	
	5209.32.00	Rp 9,521/m	
	5209.39.00	Rp 9,521/m	
	5209.42.00	Rp 9,521/m	
	5209.51.90	Rp 9,521/m	
	5209.59.90	Rp 9,521/m	
	5210.29.00	Rp 1,846/m	
	5210.39.00	Rp 5,713/m	
	5210.41.90	Rp 5,713/m	
	5210.51.90	Rp 5,713/m	
	5211.11.00	Rp 3,076/m	
	5211.19.00	Rp 3,076/m	
	5211.20.00	Rp 3,076/m	
	5211.42.00	Rp 9,521/m	
	5211.43.00	Rp 9,521/m	
	5211.49.00	Rp 9,521/m	
	5212.11.00	Rp 1,846/m	
5212.24.00	Rp 9,521/m		

輸入品	HS コード	輸入関税	適用除外
布製品	5212.25.90	Rp 9,521/m	財務大臣規程に記載の 122 カ国・地域 (インドネシアを除く ASEAN 加盟国など)
	5407.10.29	Rp 1,538/m	
	5407.10.91	Rp 4,761/m	
	5407.20.00	Rp 4,761/m	
	5407.30.00	Rp 1,538/m	
	5407.44.00	Rp 4,761/m	
	5407.51.00	Rp 1,538/m	
	5407.52.00	Rp 1,538/m	
	5407.53.00	Rp 4,761/m	
	5407.54.00	Rp 4,761/m	
	5407.61.90	Rp 4,761/m	
	5407.74.00	Rp 4,761/m	
	5407.81.00	Rp 1,538/m	
	5407.82.00	Rp 4,761/m	
	5407.83.00	Rp 4,761/m	
	5407.84.00	Rp 4,761/m	
	5407.91.00	Rp 1,538/m	
	5407.92.00	Rp 4,761/m	
	5407.93.00	Rp 4,761/m	
	5407.94.00	Rp 4,761/m	
	5408.22.00	39.40%	
	5408.24.00	Rp 4,761/m	
	5408.32.00	67.70%	
	5408.34.00	36.30%	
	5512.29.00	Rp 1,538/m	
	5513.11.00	Rp 1,538/m	
	5513.12.00	Rp 1,538/m	
	5513.21.00	Rp 4,761/m	
	5513.23.00	Rp 4,761/m	
	5513.39.00	Rp 4,761/m	
	5513.49.00	Rp 4,761/m	
	5514.12.00	Rp 1,846/m	
	5514.21.00	Rp 5,713/m	
	5514.22.00	Rp 5,713/m	
	5514.29.00	Rp 5,713/m	
	5514.42.00	Rp 5,713/m	
	5514.43.00	Rp 5,713/m	
	5514.49.00	Rp 5,713/m	
	5515.11.00	Rp 1,538/m	
	5515.12.00	Rp 1,538/m	
5515.91.00	Rp 4,761/m		
5515.99.90	Rp 4,761/m		
5516.11.00	Rp 1,538/m		
5516.13.00	Rp 4,761/m		
5516.14.00	Rp 4,761/m		
5516.22.00	Rp 4,761/m		
5516.24.00	Rp 4,761/m		
5516.92.00	Rp 4,761/m		

輸入品	HS コード	輸入関税	適用除外
布製品	5804.10.11	Rp 4,081/m	財務大臣規程に記載の 122 カ国・地域 (インドネシアを除く ASEAN 加盟国など)
	5804.10.19	Rp 4,081/m	
	5804.10.29	Rp 4,081/m	
	5804.10.99	Rp 4,081/m	
	5804.21.90	Rp 4,081/m	
	5804.29.10	Rp 4,081/m	
	5804.29.90	Rp 4,081/m	
	5804.30.00	Rp 4,081/m	
	5810.92.00	Rp 4,081/m	
	6001.21.00	Rp 5,713/m	
	6001.92.20	Rp 5,713/m	
	6001.92.90	Rp 5,713/m	
	6004.10.90	Rp 5,713/m	
	6004.90.00	Rp 5,713/m	
	6005.21.00	Rp 5,713/m	
	6005.36.90	Rp 1,846/m	
	6005.37.90	Rp 5,713/m	
	6005.90.90	Rp 5,713/m	
	6006.10.00	Rp 5,713/m	
	6006.21.00	Rp 1,846/m	
	6006.22.00	Rp 5,713/m	
	6006.23.00	Rp 5,713/m	
	6006.24.00	Rp 5,713/m	
	6006.31.90	Rp 1,846/m	
	6006.32.10	Rp 5,713/m	
	6006.32.20	Rp 5,713/m	
	6006.32.90	Rp 5,713/m	
	6006.33.10	Rp 5,713/m	
	6006.34.10	Rp 5,713/m	
	6006.42.10	Rp 5,713/m	
6006.42.90	Rp 5,713/m		
6006.43.90	Rp 5,713/m		
6006.44.10	Rp 5,713/m		
6006.44.90	Rp 5,713/m		

(出所) [財務大臣規程 2019 年第 162 号 \(No.162/PMK.010/2019\)](#) よりジェトロ作成

輸入品	HS コード	輸入関税	適用除外
カーテン製品 (カーテンを含む)、 ブラインド、 ベッドネット、 その他のインテリア 素材	6303.12.00	Rp 41,083/kg	財務大臣規程に記載の 124 カ国・地域 (インドネシアと シンガポールを除く ASEAN 加盟国など)
	6303.19.00		
	6303.91.00		
	6303.92.00		
	6303.99.00		
	6314.19.90		
	6314.91.90		
6314.92.00			

(出所) [財務大臣規程 2019 年第 163 号 \(No.163/PMK.010/2019\)](#) よりジェトロ作成

(問題点)

インドネシアに繊維製品を輸入しようとしたところ、エンドユーザーが大企業なので輸入できないと当局から指摘を受けている。

繊維および繊維製品に関しては、商業省による輸入規制がある。

[「商業大臣規程 2015 年第 85 号」 \(No.85/M-DAG/PER/10/2015\)](#)

[「商業大臣規程 2017 年第 64 号」 \(No.64/M-DAG/PER/8/2017\)](#)

[「商業大臣規程 2019 年第 77 号」 \(No.77 tahun 2019\)](#)

現在、上記の 3 規程が有効である²。繊維および繊維製品の輸入規制の概要は以下のとおり。

- 輸入できるモノは、「商業大臣規程 2019 年第 77 号」添付資料 (Lampiran) に記載の**繊維および繊維製品 430 品目。商業省の輸入承認 (PI-TPT) の事前取得が必要。**

(注) 以前は 430 品目のうち、PI-TPT の取得が必要なもの (A グループ 273 品目) と不要なもの (B グループ 157 品目) とが定められていたが、改正後は 430 品目すべてについて PI-TPT の取得が必要になっている。

- PI-TPT を取得するには、事業許可証、事業基本番号 (NIB)、繊維および繊維製品の輸入計画書などの必要書類を揃え、商業省ウェブサイトの [INATRADE](#) を通じて申請を行う。
- **PI-TPT は 1 年間有効**であり、輸入できる物品の HS コード、種類、数量、原産国、船積港、輸入港が指定される。
- 上記の規制品目を輸入できる者は、事業基本番号 (NIB) を取得済みであり、かつ製造業輸入 ライセンス (API-P) または一般輸入ライセンス (API-U) を保有する企業に限られる。
- API-P 保有企業は、**自社での生産に必要な原材料や補助材に限り**、事業許可に記載された生産能力を超えない範囲で輸入を行うことができる。他への転売等は禁じられている。
- API-P 保有企業は、原産国からの直接輸入または保税物流センター (PLB) を通じた輸入を行うことができる。

² 当該規程の改正は 2 度行われているが、旧規程を無効化するのではなく、書換え、新設、削除する条文だけを新規に盛り込んだため、現在、3 つの規程が有効になっている。

- API-U 保有企業は、**中小企業の需要を満たすため**、中小企業からの発注数量を超えない範囲で輸入を行うことができる。

(注) 中小企業の定義は、[「中小零細企業法 2008 年第 20 号」 \(UU No.20/2008\)](#)

第 6 条において、以下のとおり定められている。

「小企業」とは、土地と建物を除く資産額が 5 千万ルピア超 3 億ルピア以下、または年間売上高が 3 億ルピア超 25 億ルピア以下の企業をいう。

「中企業」とは、土地と建物を除く資産額が 5 億ルピア超 100 億ルピア以下、または年間売上高が 25 億ルピア超 500 億ルピア以下の企業をいう。

- API-U 保有企業は、原産国からの直接輸入を行うことはできず、保税物流センター (PLB) を通じてのみ輸入を行うことができる。
- API-P 保有企業および API-U 保有企業は、繊維および繊維製品の輸入実績について、翌月 15 日までに商業省へ報告を行わなければならない。

(注) 旧規程は四半期毎の輸入実績報告義務を課していたが、新規程では、毎月の輸入実績報告が義務付けられている。

- 引越荷物、サンプル、展示会、FOB で 1500 米ドル以下、KITE 便宜利用など特定の目的で繊維および繊維製品を輸入する場合には、本規程の適用対象除外となる。

(参考 4) 輸入できる繊維および繊維製品

(商業大臣規程 2019 年第 77 号添付資料 (Lampiran))

HS コード	内容
5007	絹織物
5111	紡毛織物 (羊毛製又は織獣毛製のものに限る)
5112	梳毛織物 (羊毛製又は織獣毛製のものに限る)
5113	毛織物 (粗獣毛製又は馬毛製のものに限る)
5208	綿織物 (綿の重量が全重量の 85%以上で、重量が 1 平方メートルにつき 200 グラム以下のものに限る)
5209	綿織物 (綿の重量が全重量の 85%以上で、重量が 1 平方メートルにつき 200 グラムを超えるものに限る)
5210	綿織物 (綿の重量が全重量の 85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が 1 平方メートルにつき 200 グラム以下のものに限る)
5211	綿織物 (綿の重量が全重量の 85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が 1 平方メートルにつき 200 グラムを超えるものに限る)
5212	その他の綿織物
5309	亜麻織物
5310	第 53.03 項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の織物

HS コード	内容
5311	その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙糸の織物
5402	合成繊維の長繊維の糸（67 デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く）
5407	合成繊維の長繊維の糸の織物（第 5404 項の材料の織物を含む）
5501	合成繊維の長繊維のトウ
5503	合成繊維の短繊維（カード、コムその他の紡績準備の処理をしたものを除く）
5506	合成繊維の短繊維（カード、コムその他の紡績準備の処理をしたものに限る）
5512	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の重量が全重量の 85%以上のものに限る）
5513	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の重量が全重量の 85%未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が 1 平方メートルにつき 170 グラム以下のものに限る）
5514	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の重量が全重量の 85%未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が 1 平方メートルにつき 170 グラムを超えるものに限る）
5515	合成繊維の短繊維のその他の織物
5516	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物
5701	じゅうたんその他の紡績用繊維の床用敷物（結びパイルのものに限るとし、製品にしたものであるかないかを問わない）
5702	じゅうたんその他の紡績用繊維の床用敷物（ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はブロック加工をしたものを除く）
5703	じゅうたんその他の紡績用繊維の床用敷物（タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない）
5704	じゅうたんその他の紡績用繊維の床用敷物（フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はブロック加工をしたものを除く）
5705	じゅうたんその他の紡績用繊維の床用敷物（製品にしたものであるかないかを問わないものとし、この類の他の項に該当するものを除く）
5801	パイル織物及びシェニール織物（第 5802 項又は第 5806 項の織物類を除く）
5802	テリータオル地その他のテリー織物（第 5806 項の細幅織物類を除く）及びタフト織物類（第 5703 項の物品を除く）
5804	チュールその他の網地（織ったもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く）及びレース（レース地及びモチーフに限るものとし、第 6002 項から第 6006 項までの編物を除く）
5805	ゴブラン織り、フランダース織り、オービュソン織り、ボーベ織りその他これらに類する手織りのつづれ織物及びプチポワン、クロスステッチ等を使用して手針によりつづれ織り風にした織物（製品にしたものであるかないかを問わない）
5806	細幅織物（第 5807 項の物品を除く）及び接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類（ボルダック）

HS コード	内容
5807	紡績用繊維から成るラベル、バッジその他これらに類する物品（反物状又はストリップ状のもの及び特定の形状又は大きさに切ったものに限るものとし、ししゅうしたものを除く）
5808	組ひも及び装飾用トリミング（そのまま特定の用途に供しないものに限るものとし、装飾用トリミングにあつては、ししゅうしたものと及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く）並びにタッセル、ポンポンその他これらに類する製品
5809	金属糸又は第 5605 項の金属を交えた糸の織物（衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く）
5810	ししゅう布（モチーフを含む）
5811	縫製その他の方法により紡績用繊維の一以上の層と詰物材料とを重ね合わせた反物状のキルティングした物品（第 5810 項のししゅう布を除く）
5901	書類装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡績用繊維の織物類でガム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類
5902	タイヤコードファブリック（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る）
5903	紡績用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したのものに限るものとし、第 5902 項のものを除く）
5907	その他の紡績用繊維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したのものに限る）及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類
5911	紡績用繊維の物品及び製品（技術的用途に供するもので、この類の注 7 のものに限る）
6001	パイル編物（ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る）
6002	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が 30 センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の 5% 以上のものに限るものとし、第 6001 項のものを除く）
6004	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が 30 センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の 5% 以上のものに限るものとし、第 6001 項のものを除く）
6005	たてメリヤス編物（ガルーンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第 6001 項から第 6004 項までのものを除く）
6006	その他のメリヤス編物及びクロセ編物
7019	ガラス繊維（グラスウールを含む）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織物）

(注) 上記の表は HS コード上 4 桁のみ抜粋。430 品目の HS コード (8 桁) については「商業大臣規程 2019 年第 77 号」添付資料を参照のこと。

3. 鉄鋼および鉄鋼製品の輸入規制

(問題点)

インドネシア商業省へ鋼材の輸入承認を申請したところ、工業省の技術診断書は不要であるにもかかわらず、技術診断書が添付されていないことを理由に申請を受理してもらえない。

鉄鋼および鉄鋼製品の多くは、インドネシアへの輸入にあたり事前に商業省の輸入承認（SPI）の取得が必要。**製造業（API-P 保有企業）向けのライセンス有効期限は1年、非製造業（API-U 保有企業）向けのそれは6か月**である。

SPI取得申請にあたっての工業省の技術診断書（PERTEK）の扱いがこの数年で度々変わっており、これまでの経緯も含めて以下概説する。

SPI取得申請時のPERTEKの提出は2017年1月に義務化されたが、通関手続迅速化の目的から2018年2月に撤廃。しかしその後、同年12月に公布された「商業大臣規程2018年第110号」³（[原文](#)・[仮訳](#)）において再び義務化され、それに伴って、「[工業大臣規程2019年第1号](#)」においてその取得手続が定められた。

2019年11月に公布された「[工業大臣規程2019年第32号](#)」において、API-P保有企業がSPI取得申請を行う場合はPERTEKの提出は再び不要となった。しかし、PERTEKの提出が義務化されている上記の商業大臣規程2018年第110号が同時期に改正されていなかったことから、PERTEKの提出がないことを理由に商業省がAPI-P保有企業のSPI取得申請を受理しないケースが数か月続いた。その後、2020年2月に「商業大臣規程2020年第3号」⁴（[原文](#)・[仮訳](#)）が施行され、同規程でもAPI-P保有企業がPERTEKを取得する義務はなくなったことから、API-P保有企業のSPI取得申請手続が再開された。

このように、SPI取得申請手続に係る制度については、関連規程と運用の変更が頻繁に生じること、最新情報の把握にあたっては商業省と工業省の両方の最新規程や改正、運用の状況を確認する必要があることに留意されたい。

³ 仮訳は一般社団法人鉄鋼連盟が作成

⁴ 商業大臣規程2018年第110号を部分的に改正したもの。仮訳は一般社団法人鉄鋼連盟が作成

現行制度の主な概要は以下のとおり。

- 輸入規制の対象は、商業大臣規程 2020 年第 3 号添付資料 (Lampiran) に記載の **480 品目 (鉄鋼 360、合金鋼 65、派生品 55)** であり、**事前に SPI の取得が必要。**

(注) 従前の輸入規制の対象は 453 品目 (鉄鋼 341、合金鋼 65、派生品 47)。今次改正により、新たに規制対象となった品目や規制対象から外れた品目がある。

- 上記の規制対象品目を輸入できるのは、有効な NIB を取得済である **API-U 保有企業および API-P 保有企業**に限られる。
- API-U 保有企業 (商社など) による SPI 取得は、下記のとおり行う。

① 工業省へ PERTEK 取得申請

国家工業情報システム (SIINAS) を利用して申請する。

<https://siinas.kemenperin.go.id>

工業大臣規程 2019 年第 1 号に定める様式「Formulir IIg」を用い、以下の必要書類を添付。

- a. API-U 保有企業として有効な NIB
- b. 貿易事業許可証 (SIUP) または類似の事業許可証の写し
- c. 製品の種類、数量、使用目的が記載された、パートナー産業またはエンドユーザー企業との協力覚書または販売契約書の写し
- d. パートナー企業が保有する産業許可証 (IUI) または類似の事業許可証の写し
- e. 企業情報シート (上記の工業大臣規程に定める様式「Formulir IIb」で作成し SIINAS で印刷したもの)
- f. 1 年間の生産需要に対応した商品輸入計画 (上記の工業大臣規程に定める様式「Formulir IIc」で作成し SIINAS で印刷したもの)
- g. 1 年間販売するための商品ニーズ (上記の工業大臣規程に定める様式「Formulir IIh」で作成し SIINAS で印刷したもの)
- h. 過去 2 年間における商品の輸入販売実績報告 (上記の工業大臣規程に定める様式「Formulir Iii」で作成し SIINAS で印刷したもの)
- i. 輸入商品の使用目的にかかる技術的説明書 (少なくとも製造工程と商品画像にかかる補助図表を添付)
- j. 所定の金額の印紙が貼られたステートメントレター (上記の工業大臣規程に定める様式「Formulir Iif」で作成し SIINAS で印刷したもの)

上記申請が不備なく正しく受理されれば、上記の工業大臣規程の様式「Lampiran III」にしたがって、総局長が電子署名した PERTEK を発給。

② 商業省へ SPI 取得申請

商業大臣規程 2020 年第 3 号 ([原文](#)・[仮訳](#)) に規定するとおり、SIINAS と統合されている [INATRADE](#) にアクセスし、PERTEK 番号を記載して総局長宛に電子申請を行う。以下の書類をスキャンした写しを添付する。

- a. API-U 保有企業として有効な NIB
- b. 合金鋼を輸入する際は、材料証明書 (mill test certificate)
- c. 鉄鋼または合金鋼を輸入する際は、販売契約または発注証明書

上記申請が不備なく正しく受理されれば、商業省は受理日から 3 営業日以内に SPI を発給。

- API-P 保有企業による SPI 取得は、下記のとおり行う。

商業省へ SPI 取得申請

商業大臣規程 2020 年第 3 号 ([原文](#)・[仮訳](#)) には、工業分野の所管省庁による検討を行ってもらうため、SIINAS と統合されている [INATRADE](#) を通じて申請を行う旨が規定されている。以下の書類をスキャンした写しを添付して、総局長宛に電子申請を行う。

- a. API-P 保有企業として有効な NIB
- b. 輸入する商品が API-P 保有企業の生産需要に応じたものであることを説明した、所定の金額の印紙が貼られた書類 (上記の商業大臣規程の添付資料 II の様式)

上記申請が不備なく正しく受理されれば、商業省は受理日から 3 営業日以内に SPI を発給。

(参考 5) 商業大臣規程の改正による他の変更点

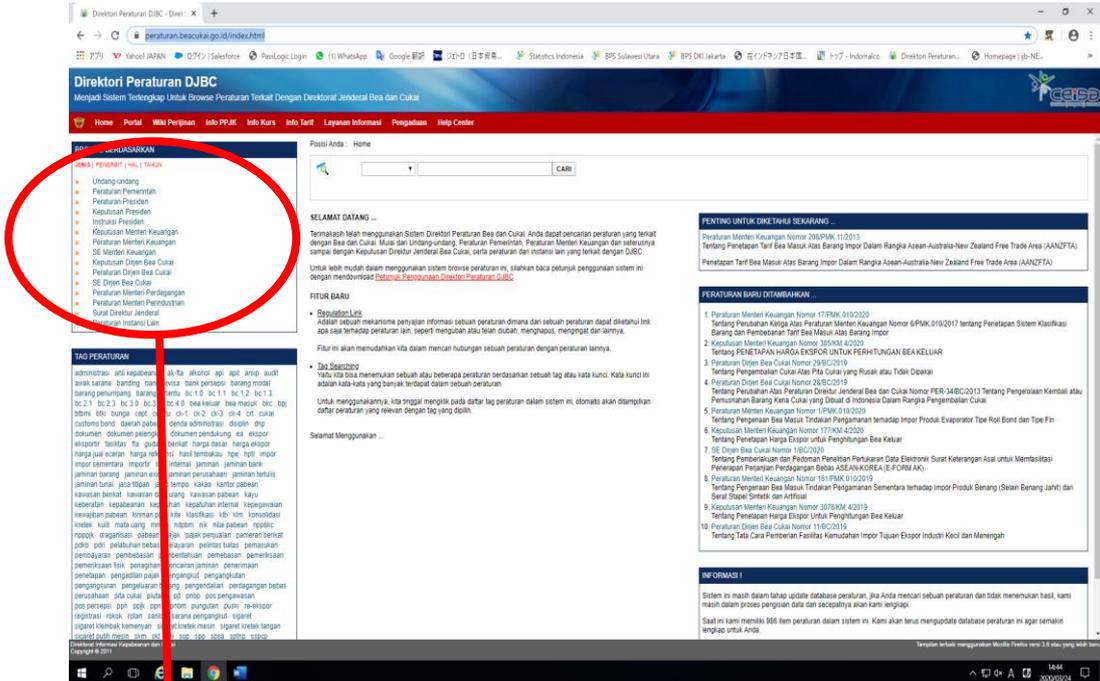
- 従前は、API-U 保有企業が鉄鋼および鉄鋼製品を輸入する場合は保税物流センター (PLB) を通じて輸入するという条件であったが、今次改正により、その条件は撤廃されている。
- 従前は、船積前検査は積込港または PLB 内で実施するという条件であったが、今次改正により、船積前検査は積込港でのみ実施することになっている。
- 今次改正により、API-P 企業が輸入する鉄鋼および鉄鋼製品が 1 回につき 1 トン未満である場合は、当該年度中に最大 5 回まで、本商業大臣規程による輸入規制の適用対象外になっている。

4. 関連法令の検索ページ

インドネシアの中央省庁は、所管法令を公式ホームページに掲載している。

(1) 財務省関税総局

<https://peraturan.beacukai.go.id/index.html>

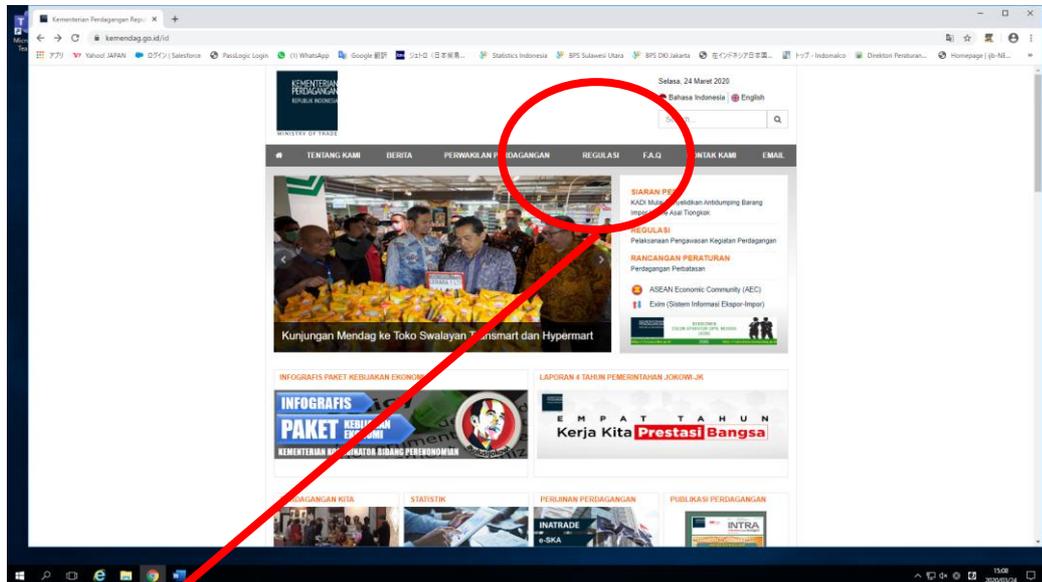


- 🚩 Undang-undang (法律)
- 🚩 Peraturan Pemerintah (政令)
- 🚩 Peraturan Presiden (大統領令)
- 🚩 Keputusan Presiden
- 🚩 Instruksi Presiden
- 🚩 Keputusan Menteri Keuangan
- 🚩 Peraturan Menteri Keuangan (財務大臣規程)
- 🚩 SE Menteri Keuangan
- 🚩 Keputusan Dirjen Bea Cukai
- 🚩 Peraturan Dirjen Bea Cukai (関税総局長規程)
- 🚩 SE Dirjen Bea Cukai
- 🚩 Peraturan Menteri Perdagangan
- 🚩 Peraturan Menteri Perindustrian
- 🚩 Surat Direktur Jenderal
- 🚩 Peraturan Instansi Lain

調べたい法令
のアイコンを
クリックして
検索

(2) 商業省

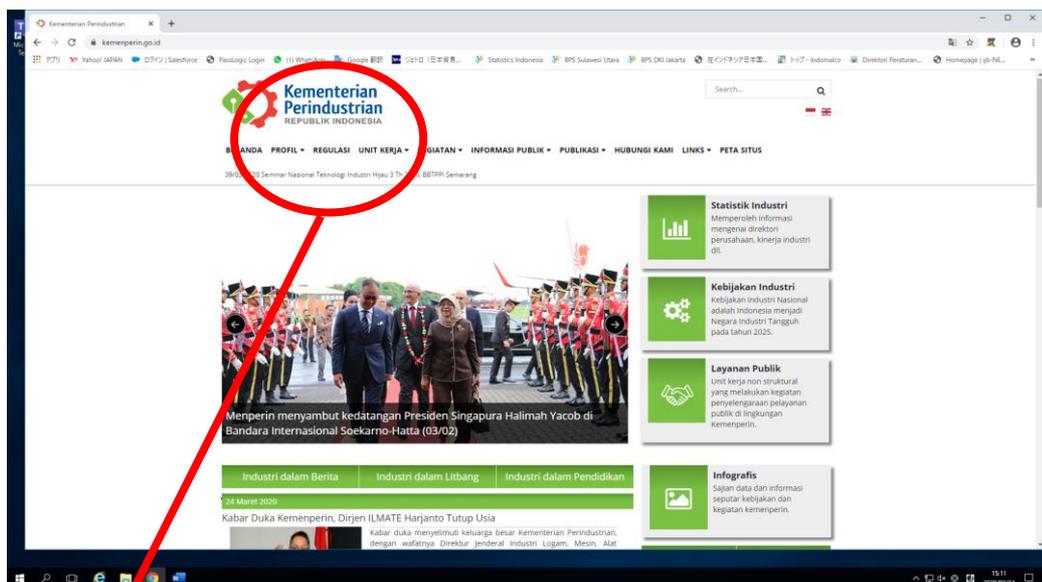
<https://www.kemendag.go.id/id>



「REGULASI」 (右から4つ目のアイコン) をクリックして検索

(3) 工業省

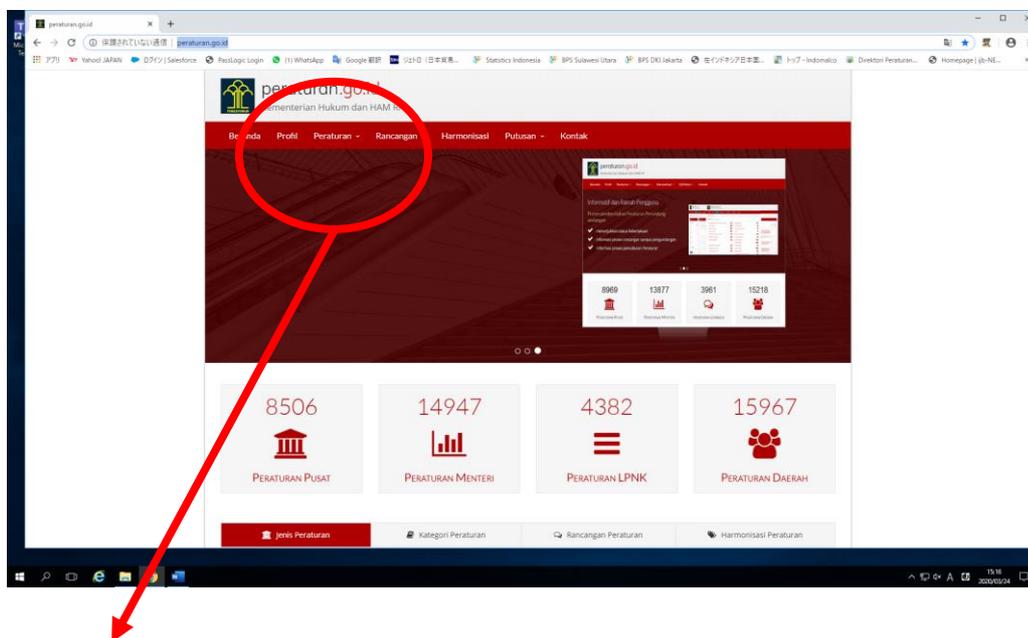
<https://kemenperin.go.id/>



「REGULASI」 (左から3つ目のアイコン) をクリックして検索

(4) 法務人権省

<http://peraturan.go.id/>



「Peraturan」（左から3つ目のアイコン）にカーソルを合わせ、下記のメニューから調べたい法令を検索

Direktori

Undang-Undang（法律）

Perppu

Peraturan Pemerintah（政令）

Peraturan Presiden（大統領令）

Peraturan Menteri（大臣規程）

Peraturan Lembaga（政府機関の規程）

Peraturan Daerah（地方自治体の規程）



調べたい法令のアイコンをクリック。法令番号や案件名をキーとして検索が可能。

Terjemahan Resmi

(以上)